

保管場所使用権限疎明書面（自認書）  
保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

行政書士専用

A

保管場所の位置	駐車場名	指定番号	号
使用者	〒（ ） 住所	（ ）	局 番
	氏名		
使用期間	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日	まで
<p>証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有・管理物件であることに間違いありませんので、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。自己使用の場合は自認書とする。 尚、当証明書持参の行政書士 高松 大 に補正及び職印による訂正を承認する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者・管理者 〒（ ） 住所 （ ） 局 番 氏名</p>			

B

A欄	所有者	氏名：	住所：
	共有者	氏名：	住所：

備考

- 保管場所使用権限疎明書面（自認書）・保管場所使用承諾証明書については、本書の目的に当てはまる表題の前の の中にレをチェックする。
- 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所の届出の場合は届出に を付ける。
- 土地・建物については、どちらか当てはまる方に を付ける。両方当てはまる場合は両方に を付ける。
- 所有者・管理者については、どちらか当てはまる方に を付ける。所有者又は共有者が別にいるときはA欄に記入する。
- 本書を保管場所使用権限疎明書面（自認書）として使用する場合は、点Aと点Bを直線で結び、「使用者」「使用期間」欄を削除する。
- 虚偽の書類を作成したときは、20万円以下の罰金が科せられるので確認の上、記入すること。

行政書士欄

川崎市高津区久末1417番地 リブエール峰美202  
海事代理士・行政書士 高松海事法務事務所  
行政書士登録第09090460号  
行政書士 高松 大 職印